

関係各位

国立大学法人愛媛大学

共同研究・共同事業に係る間接経費等の取扱変更について

日頃より本学の教育、研究、社会連携活動をご支援いただき心から感謝申し上げます。

さて、昨年7月、本学では、共同研究等取扱規則を改正し、間接経費率を変更いたしました。主な変更は、下記の「1. 規則の主な変更内容」のとおりです。

従前は、本学との共同研究・共同事業を実施していただいている皆様には、直接経費（消耗品費、備品費、人件費、謝金、旅費等の当該研究に直接的に必要な経費）の10%を間接経費（当該研究遂行のために直接経費以外に必要な経費）としてご負担いただいておりますが、近年、国からの運営費交付金等の経常的な支援が年々減少し、現状の10%を維持した場合、大学の経費削減の努力では資金不足を吸収できず、研究活動・教育活動の遂行に影響を及ぼしかねない状況となっております。

また、文部科学省と経済産業省合同による「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成28年11月）が示されたこともあり、共同研究・共同事業における直接経費・間接経費の実態調査と見直しを進めてきました。

その結果、共同研究・共同事業における、間接経費率の割合を下記のとおり変更いたしましたので、ご理解のほどお願いいたします。

記

1. 規則の主な変更内容

- 共同事業の規則化
共同事業を規則化しました。
- 間接経費率の変更
旧：直接経費の10%
新：直接経費の30%
- 共同研究員費の見直し
民間等共同研究員等の研究料を、1年間の算定から6ヶ月ごとの算定とし、納付された研究料は返還しない旨、変更となりました。

2. 適用開始時期

- 規則の改正日である令和元年7月10日から適用しています。変更契約も同様の取

り扱いとしています。

なお、様々なケースが想定されますので、移行期間を令和 2 年 3 月 31 日まで設定しております。詳しくは別添資料をご覧ください。

この他、ご不明な点は下記お問い合わせ先までご相談ください。

3. 間接経費の主な用途

- 光熱水料金、安全衛生経費、施設管理・維持費用 等

《お問い合わせ先》

国立大学法人愛媛大学

社会連携支援部社会連携課研究契約チーム

〒790-8577

愛媛県松山市文京町3番

089-927-8826、089-927-8516

sangaku@stu.ehime-u.ac.jp

共同研究・共同事業に係る間接経費の取扱いについて

間接経費30%の変更については、令和元年7月10日以降の契約締結日からの適用となりますが、令和2年3月31日契約締結日までは移行期間としております。

想定される事例を記載しております。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

| | 令和2年 3月30日以前 | 令和2年 3月31日 | 令和2年 4月1日 | 令和2年 4月1日以降 | 間接経費 |
|---|-----------------|---------------|--------------|----------------|-------|
| <p>●新規・更新契約ケース1</p> <p>令和2年4月1日以降の契約締結日・研究期間の場合は新規・更新ともに間接経費30%の取扱いとなります。</p> | | | 契約締結日 | 研究期間 | 30 |
| <p>●新規・更新契約ケース2</p> <p>令和2年3月31日以前の契約締結日であり、研究開始が3月31日以前の契約は間接経費は原則30%の取扱いとなります。</p> | | 契約締結日 | 研究期間 | | 10~30 |
| <p>●新規・更新契約ケース3</p> <p>令和2年3月31日以前の契約締結日でも、研究開始が4月1日以降の契約は間接経費30%の取扱いとなります。</p> | | 契約締結日 | | 研究期間 | 30 |
| <p>★変更契約ケース1</p> <p>原契約(最初に契約したもの)締結日が令和2年3月31日以前であり、期間延長のための変更契約が令和2年3月31日以前の場合、変更契約時の間接経費は原則30%の取扱いとなります。</p> | 原契約締結日 | 変更契約締結日 | 研究期間 | | 10~30 |
| <p>★変更契約ケース2</p> <p>原契約(最初に契約したもの)締結日が令和2年3月31日以前であり、研究経費追加のための変更契約が令和2年4月1日以降の場合、変更契約で追加となった間接経費は30%の取扱いとなります。 (研究期間延長のみの変更契約は該当しません。)</p> | 原契約締結日 | 研究期間 | | 変更契約締結日 | 30 |